



事務機器における高齢者・障害者への配慮点を紹介するための標準書式

## 「アクセシビリティ配慮製品紹介シート」

JBMIA-TR-15:2009

(2014 確認)

平成21年1月制定

社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会

標準化センター

アクセシビリティプロジェクト・情報公開グループ

## アクセシビリティプロジェクト・情報公開グループ 委員構成表

(Gリーダー)	渡部 俊彦	京セラミタ株式会社
(Gサブリーダー)	浜田 太	コニカミノルタビジネステクノロジーズ株式会社
(Gメンバー)	宍戸 一男	キヤノン株式会社
	阿坂 利裕	シャープ株式会社
	木村 祐介	セイコーエプソン株式会社
	加藤 義明	東芝テック株式会社
	守屋 玲子	パナソニックコミュニケーションズ株式会社
	吉良 浩明	富士ゼロックス株式会社
	串田 剛朗	富士ゼロックス株式会社
	内山 洋一	ブラザー工業株式会社
	岡部 啓一	パナソニック株式会社
	酒井 英典	株式会社リコー
	古塚 誠	理想科学工業株式会社
		(会社名50音順)
(事務局)	竹下 眞仁	社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会

---

TR 番号 : JBMIA-TR-15

制 定 : 平成21年1月19日

原案作成 : 標準化センター・アクセシビリティプロジェクト・情報公開グループ

## 目次

1. はじめに
  2. 情報公開の対象
  3. アクセシビリティに関する情報公開の他の手段について
  4. 附属書Aの項目について
  5. 項目の記載に関する注意事項
  6. JIS の項目に対応した配慮機能あるいは配慮点の一覧表への記載に関する注意事項
  7. 記載内容に関する責任の所在
  8. アクセシビリティ配慮製品紹介シートの提供方法
  9. アクセシビリティ配慮製品紹介シートの修正について
- 附属書A(アクセシビリティ配慮製品紹介シート)
- 附属書B(アクセシビリティ配慮製品紹介シート:記入例)

### 1. はじめに

アクセシビリティプロジェクトは、高齢者・障害者を含めた誰にでも使用可能な複写機・複合機、ページプリンタの標準化を目指し、JBMS-73を土台に JIS X 8341-5「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第5部:事務機器」の制定(2006年1月20日)に尽力してきた。また JIS X 8341-5はその一部を修正して、ISO/IEC 10779:2008「Information technology — Office equipment accessibility guidelines for elderly persons and persons with disabilities」(2008年6月11日)として規格化された。

プロジェクトに参加している企業それぞれの製品開発においても、当該JISを鑑みながら、あるいは独自の指針にて、高齢者・障害者の使用を想定した製品開発に取り組んできた。

現時点(2008年)では、「高齢者・障害者」が使用しやすいようにするための配慮は、各社の製品上で着実に増えつつある。したがって今後さらに、より多くの利用者にそれらの配慮点について情報公開を行い、製品を購入する際の参考としていただければ、また使用する上での効果があれば、利用者の利便性向上そして社会貢献面からも有意義な結果となる。しかしながら「高齢者・障害者」は、多くの属性を持ち、利用者の機器の使用状況も一律ではなく、また製品のアクセシビリティの配慮もそれらに対して様々な手段で解決を図っているため、情報を正しく整理して伝えなければ、購入者が製品を選択する際に混乱し、利用者にとって適切な製品を選択できない恐れがある。

本TRは、それらの問題を踏まえて、購入者が自ら必要な情報をわかりやすく理解し、利用者の適性に合った機種を選択を容易に行えるようにするため、アクセシビリティに関する配慮点の情報提供方法を標準書式化し、情報の表現方法についての注意事項をまとめたものである。

そしてアクセシビリティに配慮した製品を開発している企業それぞれが、標準化された本書式を利用者に提供することで、アクセシビリティに配慮した製品を必要としている利用者が、メーカーが異なったとしても、自ら必要とする製品を見つけやすくなることを目的としている。

## 2. 情報公開の対象

JIS X 8341-5で規定されている事務機器に関して、その具体的なアクセシビリティの配慮事項を整理して情報公開を行う。

## 3. アクセシビリティに関する情報公開の他の手段について

アクセシビリティへの配慮に関する製品情報を、本TR附属書Aの書式以外の別の書式(カタログ等)で説明する場合は、本TRではなく各社それぞれの判断による。本TRでは附属書Aの書式の記載内容に限って標準化を行っている。

## 4. 附属書Aの項目について

附属書Aは、JIS X 8341-5「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第5部:事務機器」をもとに作成した。本TRの附属書A(アクセシビリティ配慮製品紹介シート)を参照のこと。附属書Aに記入する項目の概要は以下の通り。

- A. 製品の分野
- B. 製品の種類
- C. 製品の名称
- D. 供給者
- E. 価格
- F. 発売開始年月日
- G. JISの項目に対応した配慮機能あるいは配慮点の一覧表(1~12)
- H. 情報記入年月日
- I. 製品の写真

## 5. 項目の記載に関する注意事項

- A. 製品の分野  
例:複写機、複合機、ページプリンタ
- B. 製品の種類  
例:A3カラー複合機、A4モノクロレーザープリンタ、等。対応用紙サイズとカラーか白黒か、複合機か単機能かを記載する。
- C. 製品の名称  
例:YAMATO-XJ250、ASAHI-PR300+DP-200+DF50、等。推奨オプションの組み合わせがある場合は全て記載する。

D. 供給者

例: ○○株式会社、等。

E. 価格

例: ¥1,290,000、等。推奨オプションの組み合わせがある場合はその価格。

F. 発売開始年月日

例: 2010年5月、等。

G. JISの項目に対応した配慮機能あるいは配慮点の一覧表(1~12)

各項目に応じた配慮機能あるいは配慮点を記載する。詳細は次項参照。

H. 情報記入年月日

例: 2010年5月6日、等。シートに情報を記載した日を記載する。

I. 製品の写真

推奨オプションの組み合わせがある場合はその写真を使用する。

## 6. JIS の項目に対応した配慮機能あるいは配慮点の一覧表への記載に関する注意事項

- ・ 固有名称を使わない

(誤)「ベンリースイッチを採用し、ボタンの押しやすさを実現しました」

(正)「キー表面を凹形状にして、ボタンを押しやすくしました」

(誤)「かんたん表示を採用し、画面の見易さを実現しました」

(正)「文字の大きさを2段階(Xmm/Ymm)で切り替え可能ですので、文字を見やすく変更できます」

- ・ 専門用語は避けて、わかりやすい表現にすること。

(誤)「明度・色相の差で見やすい文字にしました」

(正)「黒地に白色で文字を印刷し読みやすくしました」

- ・ 具体的な解決手段を記載し、効果だけの記載は避けること。

(誤)「誰でも操作しやすいような形状になっています」

(正)「順手と逆手どちらでも握める取手形状にして、どの姿勢からもつかみやすくしています」

- ・ 効果も記載し、具体的な解決手段だけの記載は避けること。

(誤)「排紙部にはグレーの部品を採用しています」

(正)「排紙部にはグレーの部品を採用し、排出された紙が目立つようになっています」

- ・ 重さや高さなど、数値表記可能なものは数値を入れて記載すること。  
 (誤)「原稿読み取り部は、原稿を置きやすい高さになっています」  
 (正)「原稿読み取り部は、原稿を置きやすい高さ(2mm)になっています」
- ・ 製品提供者の姿勢を示す表現は避けること。  
 (誤)「デザインは使いやすさを追求しました」
- ・ 標準仕様かオプションであるかを明記する。価格に含まれてない場合は別売りと明記する。  
 (誤)「音声入力に対応しています」  
 (正)「音声入力に対応しています(オプション・別売り)」
- ・ 具体的でない表現はしない。  
 (誤)「視覚情報と聴覚情報により～」  
 (正)「液晶タッチパネル画面上のボタンと、入力確認音により～」
- ・ 「準拠」という表現は、完全準拠のときのみ使用する。それ以外は「部分準拠」と表現する。
- ・ 第三者機関による認証については記載しない。
- ・ 障害の表現は正確に記載する  
 (誤)「多様な色覚を持つ人々にも～」  
 (正)「色弱者にも～」
- ・ 音声読み上げに配慮し、体言止めはしない。  
 (誤)「操作しやすい角度に調整することが可能」  
 (正)「操作しやすい角度に調整することが可能です」

## 7. 記載内容に関する責任の所在

附属書Aに記載する製品情報は、その製品の製造販売元が記載内容に関する責任を負い、ビジネス機械・情報システム産業協会は附属書Aの書式についてのみ責任を負う。虚偽の記載、誤解を招く記載等が、情報公開の後に発覚した場合は、速やかに記載の修正を行う。万が一、誤った記載内容から機器の購入者等に何らかの不利益が生じ、問題となった場合は、製造販売元がその問題解決に誠意をもって対処する。

## 8. アクセシビリティ配慮製品紹介シートの提供方法

配慮点の情報が記載されたアクセシビリティ配慮製品紹介シートは、各企業のWEB等、利用者が入手しやすい方法で提供する。WEB上で提供する場合、TOPページから提供するまでの経路、提供するWEBはアクセシビリティに配慮された設計であることが望ましい。提供されるアクセシビリティ配慮製品紹介シートは、HTML言語によって記述され、汎用的に使用されるブラウザで表示され、音声読み上げソフトで文章の読み上げを行えるようにすることが望ましい。

またプリンタで情報を印刷するためのデータとして、PDF形式のデータもダウンロードできるようにしておくことが望ましい。

## 9. アクセシビリティ配慮製品紹介シートの修正について

附属書Aの書式は、JIS X 8341-5「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第5部:事務機器」が改定されたとき、あるいはより効果的な書式に改良する必要があるときに変更する。書式の変更は、アクセシビリティプロジェクトにて検討・実施する。それ以外の者が、独自に書式を加工修正して使用してはならない。

なお、附属書Aの電子データは最新ファイルを使用すること。最新ファイルは、JBMIAのTR公式ホームページ<http://www.jbmia.or.jp/hyojun/tr15/>に格納している。

A.製品の分野:		I. 製品写真	
B.製品の種類:			
C.製品の名称:			
D.供給者:			
E.価格:			
F.発売開始年月:2008年X月			
G.JISの項目に対応した配慮機能あるいは配慮点の一覧表			
	JIS X 8341-5:事務機器の要求項目	配慮機能あるいは配慮点の説明	備考
1	視覚による情報入手が困難な状態であっても操作又は利用できる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全盲の方への配慮:</li>   <li>・ロービジョンの方への配慮:</li>   <li>・色覚障害の方への配慮:</li> </ul>	
2	聴覚による情報入手が困難な状態であっても操作又は利用できる		
3	発話(音声言語)が困難であっても操作又は利用できる		
4	筋力又は制御能力が低くても、操作又は利用できる	・上肢が不自由な方への配慮:	
5	手、足、指、又は義肢の限定された動きだけでも操作又は利用できる	・手指等が不自由な方への配慮:	
6	任意の片手で操作又は利用できる		
7	下肢が不自由な状態であっても操作又は利用できる		
8	車いすを利用する状態であっても操作又は利用できる		
9	身長など、体格にかかわらず操作又は利用できる		
10	認知又は記憶能力への過度な負荷をかけないで操作又は利用できる		
11	文化の差異又は言語の違いがあっても、操作又は利用できる		
12	初めて操作又は利用する人にとっても、操作又は利用できる		
H.情報記入年月日:2008年X月X日			

(1)本書式は、高齢者や障害のある方にも使用できる「JIS X 8341-5 高齢者・障害者等配慮設計指針-事務機器」に基づく事務機器を提供する企業が、製品のアクセシビリティ配慮点と配慮機能を紹介するシートであり、JBMA-TR-15に従って記載すること。  
 (2)このシートでは、全ての利用者の個人差を確認していません。実機による操作確認が必要な場合があります。  
 (3)PC側から利用する場合の操作は、PC及びアプリケーション等に依存します。



<b>A.製品の分野:</b> 複合機	
<b>B.製品の種類:</b> A3カラー複合機	
<b>C.製品の名称:</b> YAMATO XJ-250(本体)PF300+DP200+DF50(オプション)	
<b>D.供給者:</b> 日本事務機器開発株式会社	
<b>E.価格:</b> ¥1,444,000(本体+給紙デスク+原稿搬送ユニット+仕分けユニット)	
<b>F.発売開始年月:</b> 2008年8月	

**G.JISの項目に対応した配慮機能あるいは配慮点の一覧表**

	JIS X 8341-5:事務機器の要求項目	配慮機能あるいは配慮点の説明	備考
1	視覚による情報入手が困難な状態であっても操作又は利用できる	<p><b>全盲の方への配慮:</b></p> <p>①音声ガイドと音声入力で、機械の設定が可能です。(注1)</p> <p>②操作確認音や注意音などは、JBMS規格に準拠しています。</p> <p><b>・ロービジョンの方への配慮:</b></p> <p>①10.4インチの大型カラー操作パネルを採用し、液晶画面の文字表示の大きさを約5mmにして、画面の文字を読みやすくしています。</p> <p>②用紙の排出部を濃い色にして、出力紙の存在を認識しやすくしています。</p> <p><b>・色覚障害の方への配慮:</b></p> <p>①赤と緑のLEDは、発光部の場所を分けて、発光状態をわかりやすくしています。</p> <p>②ラベルや操作部などの表記は、明暗のはっきりとした配色に見やすくしています。</p>	(注1) 音声ガイドと音声入力の機能はオプション(価格: ¥200,000)
2	聴覚による情報入手が困難な状態であっても操作又は利用できる	①音や音声ガイドだけの情報提供はなく、表示画面やランプ表示で、機器状況が確認できます。	
3	発話(音声言語)が困難であっても操作又は利用できる	①音声入力などの発話のみで行う操作はなく、キー入力による操作が可能です。	
4	筋力又は制御能力が低くても、操作又は利用できる	<p><b>・上肢が不自由な方への配慮:</b></p> <p>①キートップを指にフィットする凹形状にすることにより、押しやすくなっています。</p> <p>②給紙カセットんぼ取っ手を、上下どちらからでも握りやすい形状にしていますので、軽い力で出し入れできます。</p>	
5	手、足、指、又は義肢の限定された動きだけでも操作又は利用できる	<p><b>・手指等が不自由な方への配慮:</b></p> <p>①操作部の液晶タッチパネルは、感圧式を採用し、義手やペン先での操作が可能になっています。</p> <p>②オートクリアを禁止する設定が選択可能ですので、時間をかけて操作することができます。</p>	
6	任意の片手で操作又は利用できる	<p>①用紙カセット、多目的トレイ、フロントカバーの開閉は、左右どちらかの片手で操作ができる形状になっています。</p> <p>②トナーカートリッジの交換は、両手を使わず、左右どちらかの片手で操作ができる形状になっています。</p>	
7	下肢が不自由な状態であっても操作又は利用できる	①PCのブラウザ上から機械の遠隔操作が行えますので、機械のある場所に移動せずに机上から操作することができます。(注2)	(注2) 一部機能のみ。
8	車いすを利用する状態であっても操作又は利用できる	<p>①自動原稿送り装置の開き角度を、30度あるいは80度に、ワンタッチで設定できますので、車椅子に座った姿勢で原稿をガラス面に置く場合、自動原稿送り装置が開きすぎることはありません。</p> <p>②用紙カセットは、プッシュボタンを押すことにより飛び出しますので、車椅子に座った姿勢での用紙補給が行いやすくなっています。</p>	
9	身長など、体格にかかわらず操作又は利用できる	①操作パネルの傾斜角度を無段階に変えられますので、使う人の体格や座った姿勢にあわせて使いやすい角度にしたり、液晶画面への照明の映りこみを軽減することができます。	
10	認知又は記憶能力への過度な負荷をかけないで操作又は利用できる	①操作パネルの液晶画面上の入力操作画面を、選択肢が少ない単純な画面に、ワンタッチで変更することができますので、操作に慣れていない人でも、簡単に設定を入力することができます。	
11	文化の差異又は言語の違いがあっても、操作又は利用できる	①操作パネルの液晶画面上に表示する文字を、日本語から英語に変更することが可能です。	
12	初めて操作又は利用する人にとっても、操作又は利用できる	①自動原稿送り装置は、おもて／うらを自動で判別する機能がついていますので、ファックス送信時におもて／うらを間違える送信ミスがありません。	

**H.情報記入年月日:**2008年12月1日

(1)本書式は、高齢者や障害のある方にも使用できる「JIS X 8341-5 高齢者・障害者等配慮設計指針-事務機器」に基づく事務機器を提供する企業が、製品のアクセシビリティ配慮点と配慮機能を紹介するシートであり、JBMI A-TR-15に従って記載すること。  
 (2)このシートでは、全ての利用者の個人差を確認していません。実機による操作確認が必要な場合があります。  
 (3)PC側から利用する場合の操作は、PC及びアプリケーション等に依存します。